

## 6 騒音・振動

### (1) 騒音

#### ① 騒音の現況

騒音とは、私たちが耳にする音の中で、聞く人にとって「好ましくない音」「ない方がよい音」の総称であり、事業活動やその他の人の活動に伴って発生する騒音によって人の健康や生活環境に係る被害を生じるものを騒音公害としています。

騒音公害は、一般的に発生源周辺において局地的に被害を生じるものですが、とくに都市においては発生源が多様多様にわたっており、過密な都市構造のなかでは、騒音公害が多発する状況にあります。大阪市においても、騒音に係る苦情件数は、601件で全公害苦情件数1,237件の49%を占めています。

騒音公害の苦情件数の推移は、図1-6-1のとおりです。発生源としては、工場・事業場騒音に係るものが最も多くなっています。なお、騒音の大きさの目安は表1-6-1のとおりです。

#### ア. 工場・事業場騒音

工場・事業場騒音とは、事業活動に伴い発生する騒音であり、工場の機械音から事務所の冷暖房機器音まで対象は広範に及んでいます。

発生源のうち、特に大きな騒音を発生する施設については、騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」という。）で特定施設（届出施設）として届出が義務付けられ

ています。

平成20年度末現在の届出工場・事業場数は、騒音規制法に基づくものが6,005件、府条例に基づくものが6,875件となっており（資料1-6-1 P資23）、平成20年度の設置届等の届出件数は法対象が487件、条例対象が112件となっています。（資料1-6-2 P資23）

工場・事業場に係る平成20年度の苦情件数は301件となっています。（図1-6-1）

苦情件数を業種別にみると、製造業工場からの騒音が31.9%となっています。

（資料1-6-3 P資23）

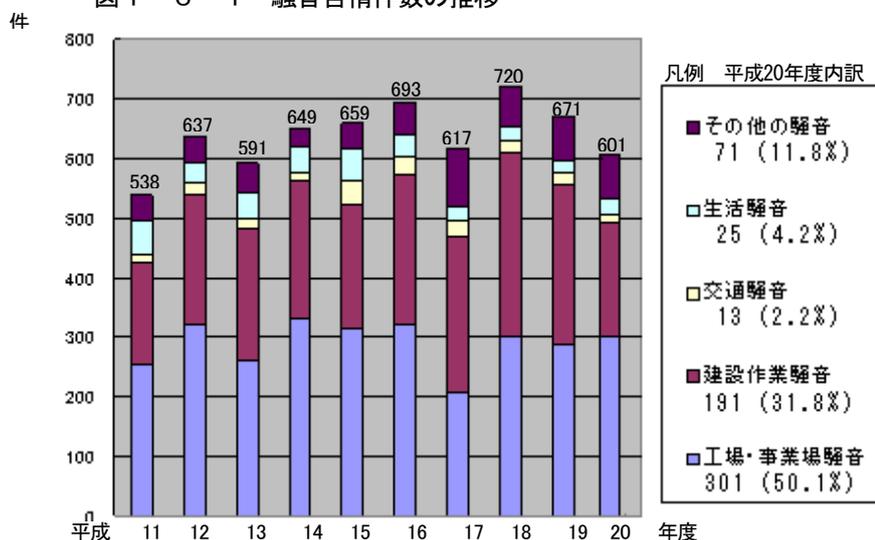
#### イ. 建設作業騒音

建設作業には建築工事、土木工事、解体工事などがあり、さく岩機などを使用する作業に伴い発生する騒音は一過性とはいえ、騒音が著しいため生活環境へ大きな影響を与えることがあります。なお、騒音規制法及び府条例により規制の対象となる作業(特定建設作業\*)については届出が義務づけられています。

平成20年度の特定建設作業の届出は4,221件となっています。（資料1-6-4 P資23）

建設作業騒音に係る平成20年度の苦情件数は191件となっており、特定建設作業による苦情件数は99件となっています。（図1-6-1）

図1-6-1 騒音苦情件数の推移



## ウ. 交通騒音

### (7) 自動車騒音（本白書 第2部 第3章 第1節 2自動車交通環境 P43参照）

#### (イ) 鉄軌道騒音

新幹線鉄道騒音については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」（付録8-8、P資48）が制定されており、大阪市では、その達成状況を把握するため、4地点において調査を行っています。（資料1-6-5 P資23）

#### (ウ) 航空機騒音

##### ・ 大阪国際空港

大阪国際空港周辺の航空機騒音の環境基準達成状況を把握するため、大阪市では、近畿地方整備局淀川河川事務所毛馬出張所（以下、「毛馬」という。）および三国東土地区画整理事務所管理地（以下、「三国」という。）の2地点で騒音調査を実施しています。（資料1-6-6 P資23）

##### ・ 関西国際空港

関西国際空港では、大阪市域上空を飛行するルート（大津ルート）が運用されていますが、平成10年の運用開始以来、全ての年度において環境基準を達成しています。

## エ. 近隣騒音

環境省では、「住戸を含め、近隣の居住地内で行われる事業活動又は生活行動から発生し、比較的狭い範囲に影響を及ぼす騒音」として、深夜営業騒音のほかに生活騒音、拡声機騒音などを加え、「近隣騒音」と総称し、騒音公害の重要な課題として位置づけています。

近隣騒音の発生源は、音響機器、楽器等いたるところに存在しているため、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性があります。生活騒音及び拡声機騒音に係る苦情件数は、平成20年度は、21件及び15件でした。（資料1-6-7 P資24）

## ② 騒音対策

騒音対策は、騒音規制法、府条例により、工場・事業場、建設作業、自動車等、発生源の種類ごとに、

各々の特性に応じた規制を行っています。

### ア. 工場・事業場騒音対策

工場・事業場騒音については、騒音規制法及び府条例で規制基準が設けられており、規制基準に適合しないことで周辺の生活環境が損なわれると認められる場合は、改善勧告及び改善命令を行うことができます。なお、特定（届出）施設の設置にあたっては、事前に届出義務が課せられています。

大阪市では、届出の事前審査により騒音公害の未然防止を図るとともに、苦情発生に際しては環境局を中心として工場・事業場への立入調査を実施し、機械の改善、建屋の改善等の対策により規制基準の遵守を図るよう規制指導に努めています。

（資料1-6-8 P資24）

また、深夜営業騒音の代表的存在であるカラオケ騒音に対しては、府条例に基づき「深夜における音響機器の使用時間制限」が実施され、午後11時から翌朝6時までの間、カラオケ装置等の音響機器の使用が原則として禁止されています。大阪市では、深夜パトロールの実施や飲食店舗の許可時におけるカラオケ騒音未然防止に関する指導を行っています。大阪市では、苦情がある店舗に対して、深夜パトロールを行いカラオケ騒音の防止に努めるよう指導しています。

### イ. 建設作業騒音対策

特定建設作業\*は、音量、作業時間・作業日数が規制されているとともに事前の届出義務が課せられています。なお、大阪市では「建設作業に係る指導方針」を定め、事業者に対し、低公害型建設機械や工法の導入、周辺住民への事前周知の徹底など公害の未然防止に重点をおいた指導に努めるとともに、パトロール、講習会の開催等の啓発指導を行っています。

また、作業に伴って発生する騒音が基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合には、騒音防止の方法の改善または作業時間の変更について勧告及び命令を行うことができます。

ウ. 交通騒音対策

(7) 自動車騒音対策（本白書 第2部 第3章 第1節 2自動車交通環境 P44参照）

(イ) 鉄軌道騒音対策

新幹線鉄道騒音にかかる環境基準の達成に向けて、JR各社は、防音壁の設置、バラストマット\*の敷設、鉄橋の防音化や車両自体の改善等の発生源対策を実施しています(資料1-6-9 P資24)。また、環境基準の達成が困難と考えられる区域については、民家防音工事の助成を実施し、平成10年度までにおおむね終了しています。

(資料1-6-10 P資24)

在来線については、鉄道事業者はロングレール化やバラストマット敷設などを計画的に実施し、騒音の低減に努めています。

(ウ) 航空機騒音対策

・ 大阪国際空港

大阪国際空港における航空機騒音は、空港周辺住民に深刻な影響を及ぼしてきたことから、大阪府は、大阪国際空港周辺都市対策協議会（11市協）を通じて、国に対策を求めてきました。

現在、国は発生源対策として、航空機の低騒音化、発着規制（回数、時間）、騒音の常時監視等を実施しています。また、空港周辺における対策として、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき、民家防音工事および民家防音工事に伴う空調機の機能回復工事

(資料1-6-11 P資24)、共同利用施設の整備、テレビ受信障害対策等を実施しており、大阪府もその一部を負担しています。

しかし、いまだ環境基準を超過している区域があるなど、住民被害の軽減のため引き続き騒音問題の解決が求められていることから、国は平成17年度から18年度にかけて、大型ジェット機（3発機及び4発機）の就航を禁止するなど、更なる発生源対策を講じた後、平成19年度に騒音実態調査を行い、その結果を踏まえ、平成21年3月に航空機騒音対策区域の一部を指定解除しました。

今後も、11市協加盟各市と協力しながら、国に対して環境対策・安全対策等の諸対策を推進するよう要望します。

・ 関西国際空港

関西国際空港においては、平成19年8月に、第2滑走路の供用が開始されるなど、空港機能の強化が図られており、引き続き環境監視を実施していく必要性があります。また、平成10年9月に設立された「関西国際空港の飛行経路問題に係る協議会」〔運輸省（現 国土交通省）、大阪府、大阪府、泉州9市4町、関西国際空港株式会社〕では、府域の陸域上空に入る際の最低飛行高度や飛行経路の遵守に関する明確な担保措置、航空機騒音や飛行経路・高度等の苦情処理体制や情報提供による環境監視体制の強化措置等の「環境面の特別の配慮」に関する航空機騒音対策の実施等について協議しています。

表 1-6-1 身近な騒音の例と騒音レベル

屋内の騒音	騒音レベル	屋外の騒音
	120	飛行機のエンジンの近く
	110	自動車の警笛（前方2m）
カラオケ（店内中央）	100	鉄橋・ガード下
	90	大型トラック
ピアノ（正面1m/バイエル）	80	地下鉄の車内
電話のベル	70	幹線道路の沿線
テレビ（正面1m夜）	60	工場の密集地
家庭用クーラー	50	市街地

## (2) 振動

### ① 振動の現況

振動は、騒音と基本的性質及びその影響など多くの点できわめて類似しており、発生源についても同一施設から同時に発生するケースが多く、発生源の種類、規制の仕組みなどすべての点において、騒音公害の場合とほぼ同様ですが、家屋などに物質的な被害が発生する場合があります。振動公害に係る苦情件数の推移は図1-6-2のとおりで、近年、横ばい状態にあります。発生源別では、建設作業振動が57.9%と多くを占めています。交通振動の苦情は自動車によるものです。(資料1-6-12 P資24)

#### ア. 工場・事業場並びに建設作業振動

工場・事業場及び建設作業については、騒音と同様に特に大きな振動が発生するものを特定(届出)施設及び特定建設作業\*として定め、届出が義務づけられており、事前に内容審査を行っています。

平成20年度末現在の届出工場・事業場数は、振動規制法に基づくものが4,328件、府条例に基づくものが1,085件となっており(資料1-6-13 P資24)、平成20年度の設置届等の届出件数は法対象が223件、条例対象が29件となっています。(資料1-6-14 P資24)

また、特定建設作業に係る届出は3,679件となっています。(資料1-6-15 P資24)

### イ. 道路交通振動(本白書 第2部 第3章 第1節 2自動車交通環境 P43参照)

#### ウ. 鉄軌道振動

新幹線鉄道振動の現況を把握するため、4地点で振動測定を行っています。(資料1-6-5 P資23)

### ② 振動対策

振動対策は、振動規制法及び府条例により、工場・事業場、建設作業等発生源の種類ごとに、各々の特性に応じた規制を行っています。

なお、大阪市では「建設作業に係る指導指針」を定め、建設作業に係る振動の未然防止に努めています。

一方、振動公害の防止対策として、工場・事業場振動では防振ゴム・金属パネ・空気パネ・吊基礎等による対策、建設作業振動では低公害型建設機械やベントナイト安定液\*を使用した工法等低公害型工法の採用などの指導に努めています。

また、新幹線鉄道振動については、発生源対策としてレールの削正、高架橋端部補強等を実施するとともに、振動が著しい区域については、障害防止対策として民家防振工事の助成が実施され、平成10年度までにおおむね終了しています。

(資料1-6-9・10 P資24)

図1-6-2 振動苦情件数の推移

